

総務省 政務三役会議 議事概要

日時:平成22年2月23日(火)15:30~15:55

場所:総務大臣室

議題:○協議事項

- ・番号に関する原口五原則について
- ・「共聴施設デジタル化加速プログラム(仮称)」の策定について
- ・郵便事業会社の事業計画変更認可について

○報告事項その他

- ・郵政改革関係政策会議の状況について
- ・第3回整備新幹線問題調整会議の結果について
- ・第1回控除廃止PTについて
- ・国と地方の協議の場実務検討グループ第3回会合について

○渡辺副大臣

それでは、政務三役会議を開きます。それでは大臣、よろしくお願いいたします。

○原口大臣

私の方から三つです。まずですね、もう12月に成長戦略ビジョンというのを、いち早く、この鳩山政権の中で私たちは提示をしていますけども、原口ビジョンという形で。それを全省的に更に拡大をして、そして政務三役をトップに各局長・審議官クラス、そして総括審議官、政策企画担当という形で全省挙げた中から人を出して、成長戦略ビジョン会議というものを更に肉付けをし、やって行きたいということをお今日皆さんに報告申し上げます。菅財務大臣とも様々な議論をしたのですが、単に削り取る話ばかりではなくて、むしろ経済成長、それから未来に対するしっかりとしたビジョンを示して行く。については、ビジョンと言うからには数値がなければいけません。数値化できるものは全部数値化して、そこに向かう戦略を練って行くということで、5月を目途に実際に出して行きます。今日も、月例経済報告がありましたけど、だいぶ色んな数値が上向いてきました。しかし、長期のデフレ傾向の中にはですね、将来に対する、それはそうですね、15年も1%しか成長しないなんて、まあ本来だったら終わった政治が長く居座った、滑走路にボロボロの飛行機が長いいたためにですね、今はそのサビ落としをしなきゃいけないという時期であります。そこで私たちは、国民の皆さんに、一刻も早くこうすれば自分たちの生活は豊かになる、経済は元の輝きを取り戻すんだ、まさにライジング・サン・プロジェクトと言っています。陽はまた昇る。日本という陽をもう一回昇らせたい。こう考えています。これが第一点です。

それから二点目、小川政務官が来ていただいてからと思っておりましたが、番号に関する原口5原則ということで皆さんにお示しをしたいというふうに考えています。これは後で御報告をいたしますけど、この間からも、お話をしていたように、単なる管理のための番号でない。逆に言うと、一人一人の情報セキュリティ権を考えた原則でございます。

もうこれで最後にいたしますけども、行政刷新大臣としっかり連携をいたしまして、私たちが持っている資産、あるいはパワー、これを最大限に活かせるようにしたいと思います。昨日も年金の運用会議、これをやりました。各新聞社あるいはテレビ、メディア、インターネットメディア、こういう皆さんの論説委員クラスを集めて年金の運用についてのしっかりとした御理解をいただきたいと考えていますので政務三役の皆さんもぜひご参加をください。わたしたちはリスク資産に何も国民の虎の子を出せと言ってるわけじゃ全くありません。そんなことではなくて、運用そのもののレビューというものが無かった、だれが

責任を持っているか分からなかった、国債だけやってるんであれば、もう、厚労省に置く必要は全く無いわけで、3.2%を国民に約束しながら、その1.5のパフォーマンスというか、0.77ですよ。0.77のパフォーマンスしか出て来ないことに総括を下さい、ということを行っているんです。これも、抵抗勢力がいっぱいいます。ただ、日本の経済をしっかりとしていこうとしている人たちは抵抗勢力じゃないと思うんです。経団連や多くの経済界の皆さんとの理解をいただいて、成長点に年金を投入するなんて当たり前のことでもですね、抵抗勢力はそんなことをやっちゃあどうなの、株に使うのか、株なんか危ないじゃないか、というような話をします。だったら資本主義をやめれば良いわけです。そんな話に絶対にしてはならないので、よろしくお願いいたします。

また、地上デジタル化、郵政の民営化、そういったところで皆さん、随分頑張ってください。公聴会を福岡でやってまいりました。大分いい議論ができました。この中でもまた後で御報告したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、地方の疲弊についても逢坂首相補佐官を中心に本当にありがとうございました。夕張についても、決着に向けて私も決断をさせていただきたいと思っておりますので、なお、よろしくお願いいたします。以上です。

○渡辺副大臣

それでは協議事項ですが、今も言及されました番号に関する大臣の五原則につきまして。

○原口大臣

これは小川政務官、皆様に投げかけてお願いをしたもので本来なら小川政務官からいただくところですが、理事懇(に出席している最中)ということで私の方から。原則、五つございます。一つは先程申し上げました、国民の権利を守るための番号であると。今、ICT化が急速に広がると、自分の情報をどこで誰が管理しているかわからない、あるいは、情報と情報をくっつけて様々なプライバシーの侵害というか、個人の侵害、こういったことも起きている。オーストリアのモデルを中心に、社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るための番号であり、あるいは、個人情報から自らコントロールできる、重複なく、漏れなく、正確かつ安全に付番を行うということで、まず、原則1、国民の権利を守るための番号であること。原則2、自らの情報を、先程申し上げましたけれども、不正に利用・ストックされず、確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること。例えば、ホームページに全く根も葉もないことが長く置かれている。個別名は言いませんけれども、それっていったい何なのか。自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また、自らの情報にアクセスし、内容の確認・修正ができる。自己情報コントロール権というものを、確立をしたいと思います。原則3、利用される範囲が明確な番号で、つまり、何のために使われるかわからんというのは許しませんよ。プライバシー保護が徹底された仕組みであること。自らの情報についてどのような行政機関がどのような目的で利用するのか明確な制度とするとともに、最新の暗号化技術により情報漏洩防止に万全を期し、分野をまたがる情報の名寄せを防ぐ。これは、名寄せをされただけです。あなたは毎月何日にどこどこに行きましたねと、こういう買い物の傾向がありますねと、そんなことまでわかってしまう。これは、個人の権利の侵害です。原則4、費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること。既存インフラを有効活用し効率的な仕組みを構築する。私たちは住基ネットについては、ずっと反対をしてきました。ただ、これはもうあるものなので、それを発想を変えて、利用することも含めて検討する。これは、後で渡辺副大臣から、あるいは、内藤副大臣からお話をいただきたいと思います。また、クラウドコンピューティングの手法により、各分野内でのシステムの共同利用を積極的に進める。番号を作ると、また、新たな番号利権みたいなものがあるんですね、そして、莫大なお金がかかって、損をするのは国民だけ、などということは絶対に許さない。原則5、国と地方が協力しながら進めること。より良い行政サービスを

提供できるよう、国と地方が協力しながら電子政府を推進する。こういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。何かご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(小川大臣政務官が到着)

○原口大臣

(小川)政務官、今、番号に関する原則について、僕の方から説明をしました。よろしいですか、今ので。「なんとか原則」ということについて、簡単な名前を付けてくださるとありがたいです。これを親会の方にですね。

○渡辺副大臣

はい。次回の社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会の時にまたこういうものを提出したいと思ひます。

次は内藤副大臣からお願ひします。

○内藤副大臣

はい、私から地デジの話をしていただきたいと思ひます。ご案内のように地デジ完全移行まであと1年と半年を切ったところですが、まだまだ課題がたくさん残っておりますので、ここでいったんですね、政治主導で必ず1年半後には地デジを完全に移行させるという対策を練るためにも、今日、発表させていただきたいと思ひます。A3の横紙をご覧くださいでしょうか。カラー刷りでございます。大きく言って受信側、テレビの側とアンテナの側の課題がございますが、今日は皆様方にご認識をしていただき、そしてこれから強力に進めていきたい問題としては、アンテナ側の問題でございます。よく言われる共聴施設だとか、いろんなビル陰とかありますが、ご覧のとおり、いわゆる辺地共聴は140万世帯あるうちの実は計画ありも含めて対応したものは93%でございます。あと、下から二つ目の集合住宅、古いアパートとかそういったものに多いんですが、約1900万世帯のうち、対応したものは66%とそれはそれで対応は進んでいるところでございます。ただ、皆様方に特に注目いただきたいのが下から三つ目のビル陰共聴施設による受信でございます。これ、具体的なことは、後から申し上げさせていただきますが、実は606万世帯、施設に換算すると、アパートとかなんかを1施設と考える訳なんです、5万施設ある訳なんです、実は2009年の9月時点の調査が一番最新なんです、対応を済ませたものとしては、実に19%しかないんです。計画ありを含めると40%。

○原口大臣

いや、これが一番新しい数字で25.8%になってて。

○内藤副大臣

そうなんです、まだちょっと集計が。大臣から今初めて公表していただいたんですが、速報値12月ですね、速報値として25.8%が対応済み、で、22.1%が計画あり、つまり、合わせるとおよそ48%が計画ありを含めた対応状況でございます。しかし、あと1年半ということを考えますと、まだ半分残っているというふう考えるべきで、この問題を全国でやり遂げなきゃならないということで問題提起をさせていただいております。そこでビル陰とはどういう問題かを簡単に説明させていただきますと、例えばアナログ時代に、そこに名前をいっちゃ悪いですが、例えば電力会社だとかそういった大きな工場

があることで、実はいろいろ反射したりなんかして干渉して、テレビがほとんど見られない状態。そこでその原因者である工場の方々がアンテナ設備を作って、その被害にあっている方々にちゃんとした映像を送ってきたというものでございます。これがデジタル時代になって解消しないということは、どういふ問題があるかと言うと、簡単にお話をさせていただきますと、まず一つはですねデジタル化というのは国の施策で進めたことだからデジタル時代は自分たちが原因であったとしても、デジタル化においてはこれは自分たちの責任ではない、というロジックが成り立つわけなんです。そしてもう一つ言うのですね、アナログ時代は干渉でもって電波がお互い弱めあってしまっただけで映像が見られなかったのですが、デジタルになると一番強い電波だけをキャッチしますので干渉に強いんです。ですから実はデジタルになると解消される部分はかなりあるのです。ただ、それでハッピーというわけじゃなくて、例えば多くのアパートとか何万・何千世帯と住んでいて解消はされるのですが、それでも一部解消されない地域・方々が残るわけです。今までは例えば一千世帯でその施設を共有していたと、残り例えばデジタル化になってまだ今なお被害が残る世帯が百世帯になったとすると、一方でアナログ時代の責任者がもう解消されたのだから、ましてやデジタル化というのは自分の責任じゃないから対応しないよ、となってしまった場合、その施設を作るにも千世帯ではなくて百世帯で負担をしなきゃいけないという事態が生じてしまいます。ですからコスト負担の問題からもなかなか進まないというのがこのビル陰の問題を困難にしているという、実態でございます。そういった実態を踏まえてですね、実は今日まだ解決策をご提示できる段階ではございませんが、過去の成功事例、それでもやっぱり5割ぐらいいは計画ありも含めてこれまで対応してきたわけでございます。できれば次回にですね、過去の成功事例をしっかりと精査して皆様方にお示しをさせていただきながら、残り一年半このビル陰の問題の解消に向け、メリハリのある対応をご提示をさせていただきたいと思っておりますので、その際また皆様方からご意見をたまわって残り一年半、特にビル陰を中心としながら問題解決を早急に進めていきたいと思っております。何か今具体的にお示しできるものはないんですが、何かご意見があれば仰っていただきたいと思っております。

○原口大臣

これですね難視聴とかデジタルが届かない所も含めて最後どうするんだ、ということはずっと言ってきました。これは内藤、当時ネクスト副大臣から95%に届かなければ延期したほうがいい、95%まで来ていたらあとは一気に配ったらいいいという話をいたしました。そこでこれを1個1個を今まだ5割にも届いていないものを最後までやれるのかと、一部については衛星といったものは使えないのかということで指示しました。ただ衛星をやった場合にどこでも見られるということで、つまり著作権の問題が一つある、それからもう一つは全部が東京のキー局になってしまう、ローカル性というものが無くなってしまう、あるいは経営を圧迫するというようなこともあるという、一応私の方から衛星を使う選択肢は無いのかという指示を致しましたが、今のところそれが返ってきていて、地道にこれをやっていくしかないというのが、要するに私たちは前政権がのろのろのろのろやっていたのを最後の夏休みのお盆過ぎになって引き継いでいると、宿題をほとんどその部分についてはされていない、これが今の現状であります。ですからあらゆる手段を講じてですね、ビル陰対策を練っていかなければならないというふうを考えています。また、一致結束して頑張りましょう。

○内藤副大臣

メリハリのある対応策を素案として次回提示させていただきたいと思っております。

○渡辺副大臣

はい、それでは長谷川政務官お願い致します。

○長谷川大臣政務官

はい、郵便事業会社の事業計画の変更認可についてでございます。一枚紙をお配りさせていただいておりますが、中身はご承知のとおりの日通との宅配便事業の統合計画についての変更でございます。これは日本郵政の前の経営者の時にですね、日通とそれから小包郵便事業を統合して JP エクスプレスというものを創るという計画ができたわけでございますが、前政権でも問題ありということで、承認をされなかった事項でございますが、新しい経営者になりまして見直しをした結果、第二パラグラフにありますように、今年の7月ですね、今2月でございますが、3月と4月とたどって7月には JP エクスプレスの会社から必要な資産だけを郵便事業会社の方に承継をすると、そしてそれが終わった後、この JP エクスプレスという会社は解散をするという計画を作りまして昨年の12月24日にこの事業計画の変更の認可申請が行われていたところでございます。その後、日通と郵政との間の詳細な合意もできあがりまして、また総務省の方でも検討した結果ですね、前から心配をされておりました郵便事業に対する影響もこれなら大丈夫であろうということになりまして、そして、これ、変更の認可には財務大臣との協議が必要でありますけれども、財務省から先週、意見は無いという回答が出てまいりましたので、よろしければ、この事業計画の変更を認可したいというふうに考えておりますので、今日は協議をさせていただきます。

○渡辺副大臣

はい。

○長谷川大臣政務官

ご意見ございませんか。よろしゅうございますか。よろしければ、近々に認可ということで、させていただきます。よろしく願います。

○渡辺副大臣

はい、御苦労さまです。

○原口大臣

この、日通とのこういう話に至るまでについては、しっかり総括をお願いします。どう考えたって、郵政自体についてのプラスがあったと思えないし、巨額の赤字を…これ何年でした？このまま…

○長谷川大臣政務官

当面はですね、600 億を超える大きな赤字が出まして、これ解消するのに 5 年ほどかかります。

○内藤副大臣

これ郷原さんに座長をしていただいておりますけど、検証委員会で、しっかりと議論していきたいと思っています。

○原口大臣

はい。願います。

○渡辺副大臣

それじゃ、報告事項その他に移ります。引き続き長谷川政務官から。

○長谷川大臣政務官

はい。ご報告でございます。郵政改革の関係の政策会議、今まで、お手元の資料のように2月の8日、2月の10日、2月の17日と行われまして、昨日も第6回目というのが開かれております。その意見の状況を取りまとめましたけど、経営の自由度を拡大するのがいいのか悪いのか、経営形態について、これは株式会社ということは決まっておりますけれども、一般の会社がいいのか特殊会社とすべきなのか、出資比率はどうなのか、それから民間の類似の業務に対する悪影響等はどうなのか、ユニバーサルサービスを国が会社にやってくれと命じるわけでございますが、コスト負担をどうするのか、郵便局現場での検査のやり方が行き過ぎではないか、というようなことでの意見がたくさんでているところでございます。一般的な意見というのが3回出されまして、昨日は問題を絞りまして、経営形態についての部分だけを議論していただきました。その分はまたもう1枚の紙を配らせていただいておりますけれども、そして今日は、会社にどのような新たな事業展開を考えているのかを聞くということをやる予定でございます。で、その後、今まで民営化以降ですね、起きてきた問題点を検証するワーキングチームの会合も、もう一回政策会議としてやらせていただくということが計画されておまして、いよいよ、聞くべき意見はほとんど聞いたということですね、原口大臣、亀井大臣に最終の決断をしていただく場面が近づいてきていると、こういうところでございますので、ご報告申し上げます。

○原口大臣

…これ、保険協会のほうから民業に対する圧迫で、限度額の引き上げは認められないというようなステートメントが来たとき私の記者会見の時に新聞記者さんから聞いたのですが、そこは何かご存知ですか。

○長谷川大臣政務官

私は直接、受けてはおりませんが、昨日は信金・信組とかですね、地方の経済の状況から鑑みてですね、あまり大きな影響が出るような事になってもらっては困るという話が出て来ております。

○原口大臣

保険の方からは直接来ていないということですね。

○長谷川大臣政務官

はい。直接、聞いておりません。

○渡辺副大臣

それでは新幹線の報告を小川政務官から。

○小川大臣政務官

はい、新幹線のご報告です。先週は第3回ということでした。北海道ルートについてのヒアリングでございました。やはり財源の問題とそれから並行在来線の問題、引き続き同じように課題を抱えています。今週第4回で、南部ルートになります。併せてノンペーパーですが、今日の本会議で話題になりました控除廃止PT、今日第一回目の会合を4時30分から開催させていただきます。主に住民税で20項目、所得税で28項目、全部で、重複ございますが50制度に影響するということで、一つ一つ丁寧に見てい

きたいと思います。以上です。

○渡辺副大臣

はい、この点につきまして何かご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは逢坂補佐官。

○逢坂総理補佐官

はい、国・地方協議の場の法制化の実務検討グループの会議、2月18日に開催され、地方側と内容について大筋合意いたしました。主な論点、「総理の位置づけ」、地方側は不満だということでしたけれども、当初案になかった、「総理が議長、議長代行を指名できる」とか「いつでも出席できて発言できる」とか、あるいは「総理が招集権を持つ」というようなことを付与することで地方側にもご納得いただきました。また分科会についてもぎりぎりまで詰め作業を行いまして、議員は分科会の開催を求めることができるというようなことで、より分科会の位置づけをクリアにするなどの措置を講じて、最終的に合意に至ったものであります。今後政府において法案化の作業を行い、3月の上旬には閣議決定もっていきたいと思っております。以上でございます。

○渡辺副大臣

はい、この点につきまして何かございますか。またその他報告事項等は。

○原口大臣

あとですね、今日、行政刷新会議担当のほうから「ハトミミ.COM」で公益法人、独法についての国民あるいは職員の意見を今日から一ヶ月間をかけてご意見を集中的に伺うと、については大臣をはじめ、総務省のホームページ、各省のホームページ、あるいは各議員のホームページにこの旨を周知してくれないか、という話がありましたので、ホームページは皆さんお持ちだと思いますので、そこに張り付けておいてください。よろしく願いいたします。

○渡辺副大臣

はい、よろしいですか。以上で三役会議終わります。